

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成二十一年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 測量の地域 奈良県の区域
- 三 測量の終了年月日 平成二十一年三月二十四日